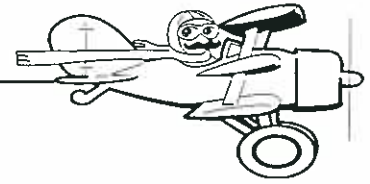
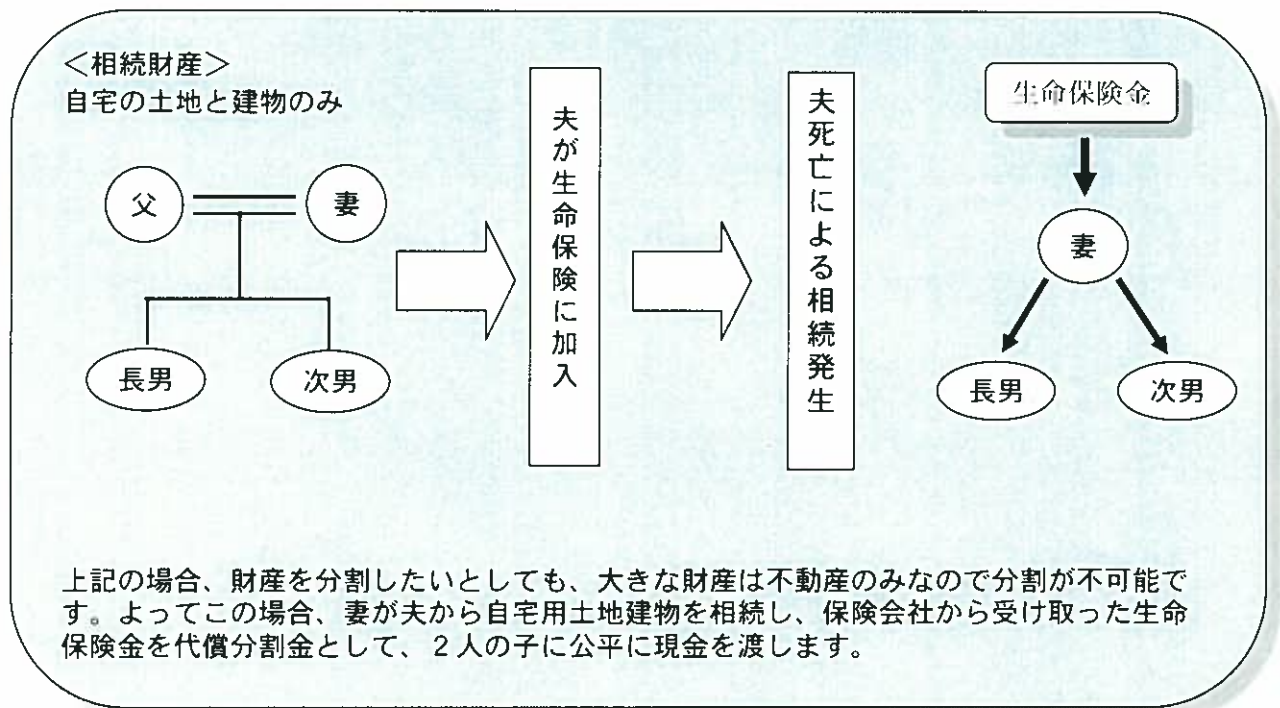
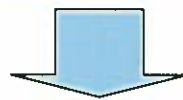


今日のテーマ

生命保険を活用した相続対策



相続税がかかるほどではありませんが、相続財産が平等に分割できない場合があります。この場合、円滑に相続を行うにはどんな方法が考えられるでしょうか？



◎上記モデルケースにあるように「相続対策」は必ずしも、富裕層だけの問題ではありません。家族の誰かが死亡した場合、必ず発生いたします。当たり前ですが、相続対策は生きている間に実施しなければいけません。「未だ先の話」と思う方が多いと思いますが、「万が一」が起きない保障はどこにもありません。是非、今一度考えてみましょう。気になる事があれば、些細な事でも構いませんので、遠慮無くご相談下さい。

<担当:西丸保幸>